

## 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」における適切な財政支援に関する提言

令和7年1月に創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」において全ての中核市が同様の支援が受けられるよう、「第2世代交付金」の交付上限額の見直しを行うこと。

### ◆詳細説明

従来のデジタル田園都市国家構想交付金に代わる新たなまち・ひと・しごと創生交付金制度が本格始動する中、国において当該予算(交付額)を大幅に増額されたことは、圏域をリードする中核市にとって効果的な地方創生施策の更なる推進を図っていく上で大きな原動力となるものである。

当該交付金制度については、従前の地方創生推進交付金、デジタル田園都市国家構想交付金において、中枢中核都市とその他市区町村で国費上限額の差異が設けられており、中核市(東京圏を除く)のうち、平成30年に中枢中核都市と認定されなかった中核市が6市ある。

令和7年1月、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」が創設され、内閣官房及び内閣府から自治体ごとの交付上限額が示されたが、このうち「第2世代交付金」においては、引き続き、1団体当たり、1事業当たりの交付上限額に差がつけられている。

結果として、令和7年4月に交付金対象事業として採択されたものの、中枢中核都市の交付上限額ではなく、一般の市区町村として交付上限額が適用され、国の支援が十分に受けられない中核市があった。

中枢中核都市の要件の1つとして、昼夜間人口比率が0.9以上という要件が設けられているが、中核市要件における昼夜間人口比率は、平成12年に「人口と面積の要件だけで相応の都市としての諸機能、行政需要、規模能力等があるものとみなされる」とされ、廃止されている。

また、昨年12月、国において決定された地方創生2.0の基本的な考え方や、そこで示された「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」などの5つの柱を見ても、本交付金において同じ中核市間で差を設けることが適切であるとは考えられない。

圏域をリードする役割を担う中核市が、地域の実情に応じた地方創生策を積極的に展開できるよう、全ての中核市が同様に交付金の支援が受けられるよう要望する。

令和7年5月23日

中核市市長会

## ●中枢中核都市の位置付け(国資料から抜粋)

### 中枢中核都市の考え方

・活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、**近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待**されている。  
 ・そのため、①産業活動の発展のための環境、②広域的な事業活動、住民生活等の基盤、③国際的な投資の受入環境、④都市の集積性・自立性、等の条件が備わっていることが求められる。

「地域魅力創造有識者会議」報告書 (H30.12.18)

### 中枢中核都市の範囲 (H30.12.18公表)

東京圏(1都3県)以外の政令指定都市、中核市及び施行時特例市並びに県庁所在市及び連携中枢都市に該当する市のうち、昼夜間人口比率が概ね1.0未満(具体的には0.9)の市を除いた**82都市**を中枢中核都市として公表。

## ●中枢中核都市の区分(対象都府県のみ抽出)

都府県	大阪府	愛知県	兵庫県	東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県
中枢中核都市の認定を受けている指定都市・中核市	大阪市、堺市、吹田市 東大阪市、八尾市	名古屋市、豊橋市 岡崎市、豊田市	神戸市、姫路市 尼崎市、西宮市	※全ての指定都市、中核市が認定を受けていない
中枢中核都市の認定を受けていない中核市	豊中市、高槻市 枚方市、寝屋川市	一宮市	明石市	

## ●第2世代交付金における交付上限額及び補助率(国資料から抜粋)

**新しい地方経済・生活環境創生交付金**

第2世代  
交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施  
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代交流施設等の一体的な整備  
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する  
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援





地域防災  
緊急整備型

避難所の生活環境を本格的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換  
インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野における国家プロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援

## ●第2世代交付金における交付上限額及び補助率(国資料から抜粋)

		従来 (推進タイプは事業ごと、拠点整備タイプは自治体ごとの交付上限額)			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
地方創生推進タイプ	先駆型	国費3.0億円	国費2.5億円	国費2億円	1/2
	横展開型	国費1.0億円	国費0.85億円	国費0.7億円	
	Society5.0型		国費3.0億円		
地方創生拠点整備タイプ(※)	—	国費15億円	国費10億円	国費5億円	
地方創生整備推進交付金	—	案件に応じて設定			1/2等 ※各府庁の交付要綱に従う
※事業計画期間中における交付上限額のみ					
		今後 (第2世代交付金(地方創生型)(ソフト事業・拠点整備事業・インフラ整備事業)の新規事業及び継続・変更事業の合計)			補助率
		都道府県	中枢中核都市	市区町村	
第2世代交付金(地方創生型)	ソフト事業	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費15億円/年度	・1団体当たり国費10億円/年度	1/2
	拠点整備事業	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費15億円/年度 ・1事業当たり国費15億円	・1団体当たり国費10億円/年度 ・1事業当たり国費10億円	1/2
	インフラ整備事業	・1団体当たり事業計画期間中の総国費50億円 (単年度目安10億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費20億円 (単年度目安4億円)	・1団体当たり事業計画期間中の総国費10億円 (単年度目安2億円)	1/2等 ※各府庁の交付要綱に従う